

青森県報

号外第三十号

平成二十年
三月二十八日
(金曜日)

目次

編者挨拶

包括外部監査結果に対する措置の公表…………… (峠 篠 嗣) …… 1

監 査 委 員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成18年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置の内容を公表する。

平成20年 3 月 28 日

青森県監査委員

林 忠 男	賀 茂 世
同	阿 部 広 悦
同	森 内 之 保 留

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
商工政策課	青森県信用保証協会補助金	【期中管理の強化】期中管理について新しい取組み体制が滞りなく実施されていた。また、「延滞先企業等管理票」による管理状況の文書化も適切に行われていた。ただし、	平成18年11月21日、青森市内の保証先企業の巡回・実地調査を行った。

青森市内の巡回・実地調査は支所よりも後回しになっており、これを早急に行う必要がある。

補助金の検査確認については、完了報告により行ってきたところであるが、元帳や伝票等との突合せを行い、検査確認を行っていく。

工 業 商 工 会 議 所 連 合 会 補 助 金

【補助金の検査確認について】提出を求めるのみで事後検査に關する記載がないため、補助金の検査確認が行われていない。補助金が交付目的に従って適切に使用されたことを確認するためには、実施報告書の検討との突合せも必要である。

業 模 事 業 支 援 事 業 費 補 助 金

【事業費補助金の効果について】大都市対策特別普及振興事業費、ホスタター及びパンフレットの作成（小規模事業施策普及費）の補助についてはその効果が曖昧である。広報や広告宣伝の効果測定を交付する以上、具体的な成果や結果を把握し、補助事業を継続する必要がある。

大都市対策特別普及振興事業費については、平成19年度から廃止している。また、ホスタター及びパンフレットの作成に係る補助については、小規模事業者に対するPRや非会員の勧誘といった活動の上で、とりわけパンフレットは必要不可欠であると考えられる。平成19年度は、本事業費を前年度比約85%に減額するとともに、今後は具体的な成果の把握検証を行っていく。

工 商 活 動 連 合 会 補 助 金

【補助金の検査確認について】提出を求めるのみで事後検査に關する記載がない。補助金が適切に使われたかどうかは実施報告書の検討のみでは不十分である。

補助金の検査確認については、報告書により完了したところであるが、今後は元帳や伝票等との突合せを行い、検査確認を実施していく。

工業振興課	青森県地域産業技術開発費補助金	<p>【補助事業の継続的フォローについて】 このような研究開発費補助金は一般に、企業化により生じた一定額以上の利益については、補助金相当額を返還する義務を負っている。要綱第6条には、補助事業者は平成18年度から5年間、過去1年間の企業化状況について企業化状況報告書を知らせている。当該補助事業は平成17年度で終了したと継続的であるが、事業終了後も継続的なフォローや報告、検査確認などの手続が十分行われなければならない。</p>	<p>補助金交付要綱第6条にもとづく企業化状況報告書は、平成17年度の補助企業者にかかわらず、それ以前年度に次年度となった事業者について、毎年4月15日までに提出を要し、それを取りまどめて、国に報告している（平成18年度分については、平成19年4月27日提出済み）。企業化状況報告の他、国からの依頼により、補助対象事業者5年間の間は、企業化実績等について毎年対象企業に接触し、状況を把握している。これら対象企業のうちには当該補助事業を足がかりにする企業（平成19年度ものづくり300社で選定されたニッコーム、新連携事業に選定された㈱興和等）があり、納付額を期待し、たいてい、収益が経費を下回っており、納付額が発生していないのが現状である。</p>	<p>【利息の運用に関する取決めについて】 土地開発公社に対する補助金600百万円は、平成18年10月現在、土地開発公社が500百万円</p>	<p>平成19年度青森県工業団地企業補助金の交付要綱において、引当金</p>
<p>を定期預金に、約100百万円を普通預金に預け入れて運用している。しかし、これらの預金に係る利息に対する取扱については文書の形では残っており確認できない。今後は補助要綱にも当該預金の利息をどう扱うか明記すべきである。</p>	<p>引当金については、(i)の価格補填相当額及び(ii)の工事費等の経費に充てることで、県で認識の統一を図ることとし、平成19年度においては、補助金の交付申請に当たって経費の見積りを適切に行うよう指導する。</p>	<p>【引当金取崩額の用途について】 下の経費に充てるものとされている。 (i)工場用地の譲渡に伴って生じる当該工場用地に係る公社の持分割合に依った額の差額 (ii)工場用地の譲渡に必要な区画の再分割に係る工事費等 県が1,002百万円という将来の財政負担にこれらを含めて引当金計上の根拠としているのは(i)で示した価格補填相当額のみである。 この点については、県と土地開発公社とで本来一致すべき認識が異なっていることとなる。県は、土地開発公社に対して作成し、それに基づいて引当金を計上するよう指導することが必要である。</p>	<p>【誘致施策のPR方法について】 県は、想定よりは若干少ないと認識している。その原因として、県の企業立地奨励助成金制度は、金矢工業団地と中核工業団地に立地する企業に限定しているなど、補助金の交付要件が全国的他の自治体の支援制度と比べると、多少見劣りする面があると説明を受けた。また、平成17年度においては、通信費補助である本制度と人件費を重複して利用することができな</p>	<p>平成19年度より本制度の雇用奨励費補助について制度を拡充、これまでに青森中核工業団地に立地する対象範囲を全県適用とすし、より利用しやすい制度に改善したところである。また、本制度の内容についてパンフレット、ホームページ、業界誌等</p>	<p>テレワーク関連産業立地促進費補助金</p>

青森県企業	<p>には優遇制度の未利用状況が継続している。現在の景気判断は、都市部のみならず景気回復基調が地方に波及しつつあり、企業は新たな設備投資意欲を持ちながら経営戦略実現のための用地取得を選別している状況にある。公共投資に頼ってきた県経済の構造改革のためには、製造業を中心とした県外企業を県に引き付ける必要がある。そのためには、「税制面での優遇」、「補助金制度」、「低利融資制度」の三位一体の優遇措置を総合的にインフラアップし、県の有する勤労な人財、安価な労働力などを企業に對して大いにアピールしていくことが望まれる。</p> <p>の優遇措置は不可欠である。これまでも税制面においても過疎地域や農村地域などの指定地域において事業税など県税の減免措置を講じており、さらに市町村においても固定資産税の減免措置を講じている。また、補助制度においても、大やらの施策に連動して業種の拡大など措置を講じており、おいても補助制度を新設・拡大受け入れ体制を充実させている。併せて、低利融資制度についても、県の施策と連動して業種の拡大を図っている。これら施策と相まって、県有な人材、労働力の豊さを立地して、県外企業に通じて、アな手から組み合わせた増しを企業に組み込むことと取り組む。</p> <p>平成19年度実施</p>
青森県商店街振興組合補助金	<p>立地ガイド改訂版作成業務委託費</p> <p>「前回の版権を所有している業者が本業務を行うことが著作権料等、最も安価に制作できるものである」ことの妥当性を客観的に立証することを、他者に対して見積書を徴することは必要であったと思われる。パソネットは企業誘致を推進する重要なツールであり、価格だけでなく他県との優位性を効果的に示すなど企画内容に優れたものを評価して業者の導入を行う「総合評価入札」が望まれる。</p> <p>分の青森県企業立地ガイド作成業務委託については、委託業者の選定に当たり、企画案(6社)の最も優れた者を選定する「コソベ形式」を採用したが、今後は選定方法として総合評価入札方式も検討することとする。</p> <p>平成19年度の青森県企業立地ガイド作成業務委託契約に当たっては、「委託業者は、県に對し第三者の著作権を侵害していない」等の条文を明記した。</p> <p>「著作権の明確化については写真撮影者との間に著作権譲渡契約があるかどうかによって判断され、広告代理店が直接著作権を明記していないケースもある。場合には、写真等を転載する必要がある。当該委託契約のケースについて、個々の写真について著作権が誰にあるのかは確認できなかつたが、写真から掲載されるものであり、後日の紛争を避けるためにも必要がある」と考えられる。</p> <p>平成19年度事業からは、青森県商店街振興組合等の参加者に対するアンケート調査や、交流会の参加者から実施し、その内容を取りまとめるよう報告するよう青森県商店街振興組合連合会に依頼している。</p> <p>平成17年度の事業経費の内訳を見ると旅費の多さがわかる。加えて、旅費を費やして参加者が何を、聞き、習得し、理解し、どのような新しい発想をもたらしたか、それはどのように顧客に受け入れられ、活性化がどのように図られ、もって県経済の活性化につながるか、という視点に立</p>
経営支援課	<p>青森県商店街振興組合補助金</p>

財団法人21 あおもも支援 センター補助 金	て、県は連合会の行う指導事業の効果が有効性を測定・認識する必要がありと考える。朝一タに実現するとは考えられないが、事業の効果や成果は一朝一夕に事業実施後の効果測定する必要があるため、例えば出席者にその研修会や交流会の参加報告書を作成させたり、その後の事業活動について追跡調査を行い、事業の検証可能性を確保することが望ましいと考える。	興組合指導事業実施要領を新たに定め、事業実施効果について検証することとした。
「会計区分の簡素化・統合化」 当該補助金は非常に幅広い事業を対象にしたものであり、交付区分に分けてこれらの収支を管理している。その結果、センターにおける実施面・収支面の全般的な管理と個別管理が複雑となり、極めて煩雑な事務処理になっていることから、県が実施する検査確認業務も平成18年度から国の財源が一歩手離れたこともあり、このような複雑な管理状況を改善するため、センターにおいてはもよう、簡素化して経理できるよう、事業会計区分の統合・一元化を提案する。	「補助金交付事業の統合化」 平成17年度にセンターが行った取引推進事業に対する県補助金は70,840千円である。この内訳は本事業による57,974千円と「青森県中小企業経営資源強化対策費補助金」による12,866千円からなっている。後者は平成16年度まで国の補助金であったものを平成17年度から県が引き継いだものであるため、平成17年度以降は両者とも一般財源からの補助金となった。このことから、両者を分ける特別な	平成19年度から、センターに対する補助金を1本に統合した。

新産業創造 課	「科学する心」応援隊 創造的活動等 支援事業負担金	理由はないと思われる、事務作業効率化と歳出項目の明確化の観点から2つの補助金は統合すべきである。	平成19年度は「地域ICT未来プロジェクト2007inあおももり」との合同開催となったことから、実施主体は地域ICT未来プロジェクト2007inあおももり実行委員会でも変更されたところである。 当該実行委員会における経理事務においては、実行委員会設立が当初から費用管理が行われていた。平成18年10月16日)
健康増進センター又産業 創出育成事業 業委託費	「収支決算の明瞭性について」 本事業に関連しては、実施主体の実行委員会の構成員に県も入っているため、「補助金」で処理している。県の担当者が事務局となり、所定の文書等を作成している。その中の収支決算に関連し、支出の部は大きく事業費と事務局費に分かれ、前者は、広報・印刷費に分かれて日付順に支出が記載された経理簿がある。この支出が費目ごとに正確に集計されていることを確認したところ、その正確性に関する心証を形成することができなかった。数字を作成した担当者も確認する時間を要した。支出を整理する書類を作成する際には、その費目を集計されるのかを意識して、費目を示す欄を設けるなど、経理事務を改善する必要がある。収支決算報告書の作成に際しては、真実性と正確性を確保することは当然として、第三者が求める検証可能性を確保することが求められる。	「事業実施の効果および報告書の活用状況について」 平成18年3月に開催された健康増進センター又産業創出育成事業は35人の参加であったこと、平成18年度の新規公募では応募者が集まらず追加募集を行ったこと等から、全般的に事業のPR不足なのではないかと感じられた。今後は、ホームページで報告書が紹介される予定であり、これまで以上に県の健康福	当該事業は、17年度で終了しており、18年度からは補助事業として実施している。平成19年度事業を実施するにあたっては、意見を踏まえ、ホームページへの掲載はもちろんのこと、募集期間に余裕を持たせ、健康福祉部等と

<p>本制度は、中小企業振興という県の政策目的を達成するため一つの手段であり、その意義は現在でも失われたいと思われぬ。しかし、これまで中小企業振興という政策目的に、本制度がどの程度貢献してきたかについては、県及びセンターについてにおいても殆ど評価されてこなかった。</p> <p>県及びセンターは、制度の趣旨に立ち戻り、本来の目的に開拓するとともにそれらに努力を絞り込み、成果を上げるの努力が必要である。またそれらの効果を適切に把握しフイードバックする必要が有る。</p>	<p>え、事業の目標達成状況、事業の効率性、事業成果の必要性、施策評価と課題、えた事業の方向性について毎年度、事業評価をしている。</p> <p>また、センターでは、設備利用状況報告書(毎年度)、「事後訪問」、「貸与制度顧客アンケート調査」(平成18年1月)により、貸与制度利用者から、設置効果等の確認や意見聴取を行っている。この結果を受けて、平成18年度から制度要件の緩和等を実施し、利用拡大を図った。</p>
<p>「設備貸与事業の低利用について」</p> <p>設備貸与と機械類貸与(県単)は、利用者にとつて区別はない。しかし、センターでは、機械類貸与のほうに調達利率が有利と優先的に利用している。県全体(県とセンターと一体として)で見れば、必ずしも機械類貸与のほうに有利とは限らない。県の調達利率が1.7666%より低ければ機械類貸与のほうに全体として有利といえるが、それ以上の場合には設備貸与事業のほうに有利といえる。しかし、利率の有利不利を論ずるまでもなく、このような高率に政策的な金融制度は、県経営に果たす役割とその効果を常に</p>	<p>平成18年度は、等制度要件の緩和等を実施したことにより、設備貸与事業は予算額700百万円に対し実績622百万円(前年度76百万円)、機械類貸与事業は予算額400百万円に対し実績395百万円(同242百万円)とほぼ予算額に近い実績となったことから、設備貸与事業の低利用は解消された。また、「設備貸与事業」が国・県に対し、「機械類貸</p>
<p>に検討することにより制度を見直ししていくことも必要である。貸与制度全体として予算1,100百万円に対して執行が300百万円程度に留まっている現状では、類似制度を一本化することも選択肢としてありうる。</p> <p>「設備貸与事業」が「設備貸与事業」を独断で実行し、それぞれ制度要件が異なることから、一本化は困難である。</p> <p>なお、今回の意見を踏まえ、金利の動向を注視するほか、県の余剰資金を増加させないよう、今後とも制度利用の向上に努めていく。</p>	<p>申請書類の不備については、平成18年度末までにすべて是正(補正)申請書類の不備を防止するため、「設備貸与制度に係る業務」で「設備貸与」中、「設備貸与」提出資料確認表」によるチェッククワのほかに、「設備貸与引渡し確認表」を平成19年度に改正し、チェック態勢を強化した。</p> <p>また、審査会資料中、「投資実績」(過去の利用実績)の誤りについて、今後同様の誤りを防止するため、自己査定のため作成した債権査定表(18年度末現在における名寄せ後の全債権)と債権管理台帳より、チェック態勢を強化した。</p>
<p>申請書類の不備について、平成18年度末までにすべて是正(補正)申請書類の不備を防止するため、「設備貸与制度に係る業務」で「設備貸与」中、「設備貸与」提出資料確認表」によるチェッククワのほかに、「設備貸与引渡し確認表」を平成19年度に改正し、チェック態勢を強化した。</p> <p>また、審査会資料中、「投資実績」(過去の利用実績)の誤りについて、今後同様の誤りを防止するため、自己査定のため作成した債権査定表(18年度末現在における名寄せ後の全債権)と債権管理台帳より、チェック態勢を強化した。</p>	<p>申請書類の不備について、平成18年度末までにすべて是正(補正)申請書類の不備を防止するため、「設備貸与制度に係る業務」で「設備貸与」中、「設備貸与」提出資料確認表」によるチェッククワのほかに、「設備貸与引渡し確認表」を平成19年度に改正し、チェック態勢を強化した。</p> <p>また、審査会資料中、「投資実績」(過去の利用実績)の誤りについて、今後同様の誤りを防止するため、自己査定のため作成した債権査定表(18年度末現在における名寄せ後の全債権)と債権管理台帳より、チェック態勢を強化した。</p>

【事業計画について】
助成法上の条件を充たすため、平成17年度の貸与申込案件について

<p>られた。この点について担当者にはヒアリングしたところ、これらは全て、補助元帳の記載の不備であるとのことであった。これらについて定期的に照合を行い、一致することを確認することが必要である。</p>	<p>契約解除により損害賠償金に振替処理した場合適切に処理した場合に、補助元帳の記載の不備が発生したものである。原因として、管理担当者が明確でなかつたため、伝票処理した処理が補助元帳の処理と一致しない。平成19年度から平成19年度の間には、補助元帳の管理に不備が認められ、伝票の処理と補助元帳の処理とが一致しない。平成18年度に、補助元帳の管理と伝票の処理とを同一の者が行い、権限を分離し、未収債権を定期的（四半期ごと）に照合することとした。</p> <p>なお、指摘のあった補助元帳の記載の不備は平成18年度末までに是正した。</p>	<p>【回収方針の明確化】 債権回収を担当しているのは3人である。3人の間には明確な業務の区分があるわけではなく、顧客別に分担が分かれてはいるが、業務範囲や責任の所在が曖昧になっており、企業ごとや地域ごとに担当を分擔し、一定期間でのローテーションを行うことが内部統制上望ましい。</p>
<p>平成18年10月1日、売却先フアイルを整備した。対応として、「設備貸与事業・機械類貸与事業・設備資金貸付事業」に係る平成19年3月30日）から整備したことを基に、当該規程に基づき、売却設備の管理については、売却先の信用調査（決算書類の提出等）をもとに、売却代金が完済するまでは割賦・リース設備と同様、適切な債権管理をしていく。</p>	<p>【売却設備の債権管理】 売却設備の債権管理は、売却先フアイルを整備した。対応として、「設備貸与事業・機械類貸与事業・設備資金貸付事業」に係る平成19年3月30日）から整備したことを基に、当該規程に基づき、売却設備の管理については、売却先の信用調査（決算書類の提出等）をもとに、売却代金が完済するまでは割賦・リース設備と同様、適切な債権管理をしていく。</p>	<p>【契約書の署名について】 本人に記入してもらうよう徹底する必要がある。また、重要な文書の署名については、疑義がないか、注意しながら書類の作成・入手・保管を行うことは金融機関の基本的業務である。代表者及び連帯保証人の署名する文書は全ての書類を入手し、同一人による署名がないか確認すべきである。なお、この確認業務は複数の担当者により確認されること内部統制上望ましい。</p>
<p>平成18年10月1日、売却先フアイルを整備した。対応として、「設備貸与事業・機械類貸与事業・設備資金貸付事業」に係る平成19年3月30日）から整備したことを基に、当該規程に基づき、売却設備の管理については、売却先の信用調査（決算書類の提出等）をもとに、売却代金が完済するまでは割賦・リース設備と同様、適切な債権管理をしていく。</p>	<p>契約書類の不備（同一人物による署名）については、平成18年度末までに是正した。さらに、今後、同様の書類不備を防止するため、「設備貸与制度」に係る業務と「設備貸与」中、「設備貸与」を平成19年度に改正し、チェック態勢を強化した。</p> <p>具体的には、「設備貸与引渡し確認表」について、「申込書・添付書類及び契約書類の不備」に係るチェック項目を追加し、不備の内容を記載するとともに、是正した場合には、</p>	<p>【回収方針の明確化】 債権回収を担当しているのは3人である。3人の間には明確な業務の区分があるわけではなく、顧客別に分担が分かれてはいるが、業務範囲や責任の所在が曖昧になっており、企業ごとや地域ごとに担当を分擔し、一定期間でのローテーションを行うことが内部統制上望ましい。</p>

<p>確認印の押印及び確認日を記載することとした。また、「貸与申込書」も「貸料確認表」も修正し、不備の内容を記載するとともに、是正した場の合印及び確認日を記載することとした。</p>	<p>【割賦設備検査収書の記載について】 C社の割賦対象設備は、冷凍車2台である。C社の日付は平成17年10月26日であった。実際の納入日は、12台目が10月26日であったが、西方とも2台目の納品日の日付で記録してしまっただというのである。検査書には事実を即して、2台それぞれの日付を記載すべきである。</p>	<p>複数の割賦対象設備の納入日が異なる場合、それぞれを記載するよう、「設備貸与制度」に係る業務マニュアルを平成19年度に改正し、徹底している。</p>	<p>【各種証拠の日付の記入について】 割賦事業、リース事業の各貸与先の管理ファイル（通称「企業ファイル」）には、割賦（リース）設備検査収書、割賦（リース）設備引渡通知書、割賦（リース）設備受領書が綴じられている。割賦（リース）設備受領書は、割賦事業の利用者がセンサーに対し、当該対象設備を受領した事実を証明する重要文書である。 平成17年度に実施した割賦、リースの合計14件を査閲した結果、1件を除いて他の全ては、日付が押されていた。つまり、割賦（リース）設備受領書の日付は後日、センサーでゴム印を押すという暗黙のルールが存在</p>	<p>割賦（リース）設備受領書の日付については、受領者が記載するよう、日付から改正し、徹底している。</p>
<p>が推察された。日付が記載されていないという考え方は適切ではなく、割賦（リース）設備受領書は受領した者がその事実を証明する文書であり、受領者の日付についても本来、受領者が記載すべきものである。</p>	<p>【連帯保証人の最新の状況把握について】 割賦、リースいずれについても、連帯保証人の人数により利率が異なってくる。つまり、連帯保証人の状況は貸与判断において極めて重要な要素となる。また、保証人が死亡した場合に、その相続人が保証人になるが、資力によっては他の保証人を求める必要も出てくる。センサーは、「資金貸付及び割賦（リース）設備利用状況報告書」を毎期発送し受領している。この報告書は、設備投資計画、設備効果、今後の設備希望・意見の項目を借受者が記載するものである。重要なツールである。この報告書の項目の一つに連帯保証人の状況変化等に関する欄を設けることにより、早期に多くなると思われる。</p>	<p>平成19年7月2日に「事後訪問報告書」及び「資金貸付及び割賦（リース）設備利用状況報告書」を改正し、連帯保証人の欄を設けた。</p>	<p>【設備貸与提出資料確認表の記載について】 センサーは、「設備貸与提出資料確認表」を作成し、必要な資料が網羅的に入手されているか確認を行っている。ただし、この表の記載に関し、クヌークで資料はただのチェックで記載されているかを事後的に確認するためにも、入手した日付を記載すべきである。</p>	<p>「設備貸与提出資料確認表」の確認の記載方法については、平成19年度より、クヌークから日付を記載するよう、改正し徹底している。</p>
<p>【延滞償権に対する組織体制と回収意識の欠如】</p>	<p>四半期毎に未収状況については、</p>			

<p>組織全体として延滞債権に対する取組の意識が欠けている。まず、発生した延滞債権について組織内部で報告・検討する仕組み・組織体制が整っていない。担当者ペースで個々のケース又は話し合う程度であり、問題意識が課内では共有されていても組織全体では共有されていない。設備貸与及び機械類貸与事業でセンターの社会的存在意義を最もPRできるから生じた多額の未回収率は、センターの経営全体に悪影響を与え、センターの回収にも係る重要問題であること認識しなくてはならない。回収担当者だけではなく、貸付部長、事務局長、担当理事まで含めたペースで定期的に検討会議を実施するべきである。</p>	<p>専務理事まで報告している。また、「設備貸与事業・機械類貸与事業・設備貸与貸付事業に係る債権管理規程」(平成19年3月30日)を整備し、平成18年度末の全債権についての自己査定を実施し、債務者区分・債権査定一覧を作成し、専務理事まで報告している。今回の意見を踏まえ、未回収債権に対する検討会議を設置する旨、上記規程を改正して体制整備を行い、四半期ごとに実施し、通理解に努める。</p>
<p>長期厚生貸付金の残高について、長期厚生貸付金は、職員の福利厚生生活安定を図るために、財団法人青森県中小企業振興公社厚生資金(生計資金及び住宅資金)を勤続1年以上のワーパー職員に貸付けるものである。平成17年度末計算書類上の残高は5,533,262円に対して、個人別残高内訳は4件分合計5,533,033円であり、229円の不一致が生じていた。個人別明細の残高のほかが正しいことから、平成18年度において訂正処理する必要が</p>	<p>平成18年 4月28日に訂正処理を行い、平成18年度決算においては正しい数値が計上されている。決算期毎以降、決算期毎に残高確認を行っている。</p>
<p>設備資金貸付事業会計</p>	<p>貸倒引当金の不計上について(オーダーメイド型貸工場事業と共通)は、資金貸付事業における期末貸出金残高に対して貸倒引当金を計上していない。</p>

<p>この理由について、センターは、県とは100%の損失補償契約を締結しており、公社に損失が生じる恐れはないこと、現在のところ全く延滞債権が発生していないこと、無利息のため収入が公社に入らない(財源が無い)ことを挙げている。</p> <p>県との損失補償契約について、損失が確定した期に速やかに県に対して履行請求を行うべきと考え、歴史的に一度も請求したことがないことから、契約が履行されることは経験的には確実ではない。センターの債権管理は「未収債権管理規程」に準拠して行われ、設備貸与貸付事業に係る貸倒引当金を繰入する場合は目安は設備貸与事業の繰入率に準じた率とすることとされている。すなわち、正常債権に対しては2%を繰り入れ、平成17年度決算においては4,880千円の貸倒引当金計上不足となっており。また、新公益法人会計基準第2-3-(2)において「受取手形、未収金、貸付金等の債権について、未収金、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする」とあるため、貸倒引当金の計上は今後必須となることは明白である。この場合、貸倒実績のない場合に引当金を計上することについては検討が必要である。</p>	<p>平成18年度の決算処理では、設備資金貸付事業に係る年度末現在)に定行った自己査定を行った結果、貸倒引当金は不要と算定した。</p>
<p>自己査定及び債務者区分について(設備貸与、機械類貸与事業と共通)は、未収債権管理規程上、債務者区分を行った上で債権分類を行うルールになっているが、センターは債務者区分を行っておらず、民間金融機関において一般的に実施されている自己査定手続が実施されていない。事後助言手続は債務者の状況に応じた</p>	<p>貸倒引当金に係る指摘等を踏まえ、「設備貸与事業・機械類貸与事業・設備貸与貸付事業」に係る債権管理規程」(平成19年3月30日)を整備し、「債務者区分」「債権分類」及び「貸倒引当金」の</p>

<p>頻度（リスクが高い先は頻繁に行うが、安定していると考えられる先は1度きり、など）で行われており、直近決算書も一部入手ができている債務者も一部あるが、セクターには公的金融機関として、適正な資産査定を行うことが要求されることから、決算期ごとに決算書及び債務者等の提出を義務化して、債務者の最近の経営状況・実態を十分に把握する必要がある。</p>	<p>判断基準並びに算定基準等の明確化と決算書類の徴収等について規定した。今後は、規程に従い適正に処理する。</p>	<p>平成18年度決算において、過年度の適正な額を計上し、是正するとともに、今後、未収金を毎期計上することを確認した。</p>	<p>オーダメイド型貸工場事業会計</p>	<p>「リース料猶予に伴う未収利息計上漏れについて」セクターとA社との間で締結した協議書（平成14年1月28日付）により、平成13年4月分から平成15年4月分までのリース料854,960千円を猶予したことに伴い、新たに発生する支払利息を平成23年4月30日に受取ることでとしている。</p> <p>当該未収利息29,613千円について、失念により決算において未収計上していなかったものである。結果として平成17年度決算においてリース料収入が29,613千円過少計上となっている。</p>	<p>過少納付に係る申告及び納付を行うとともに、再発防止のため、今後同様なケースがなような会計事務所と確認を行った。</p>	<p>「預金利息等にかかわる源泉所得税の過少納付について」預金利息・貸付利息について源泉所得税が課税されていないものにつき、法人税申告書上差引清算しているため、平成17年度において、納付税額が200千円過少となっている。同様に平成15年度49千円、平成16年度42千円についても納付税額過少となっている。単純ミスであると思われるが、過少金額については本来税務署に納付すべき金額である。</p>	<p>財務規程を改正し、固定資産の減価償却方法を定率法及び定率法の両</p>	<p>「固定資産の減価償却方法について」オーダメイド型貸工場事業会計の減価償却方法は、建物動</p>	<p>定以外は定率法が採用されている。おそらく税務上の原則的償却方法を採用することで節税メリットを享受するためのものと思われるが、財務規程上は、固定資産の減価償却方法を定額法としており、財務規程違反である。決算書においても有形固定資産の減価償却方法につき定額法によっている旨の注記がなされており、定率法の記載がないのは事実を反映しない注記である。</p>	<p>方に対応できることとした。平成18年度決算書の注記については、両方の減価償却方法を記載した。</p>	<p>「A社との債権残高確認について」セクターは、A社から割賦元金及びリース料残高について債権残高の証明依頼を毎年実施している。この際、セクターは、返済予定表のみで債権金額を確認し、決算書金額との照合を怠っていた。結果として会計処理誤りにより割賦債権残高は、当初の平成13年度からA社と一致しておらず、平成17年度に割賦債権を全額繰上償還した際に、割賦設備勘定が残ったため金額相違に気付いたことである。形式的な残高確認手続は無意味であり、今後は債権管理を徹底する必要がある。</p>	<p>平成19年5月に「セクターの決算書におけるA社の割賦元金及びリース料残高」と「A社からの割賦元金及びリース料残高」についての高証明確に依頼に基づき、債権残高1との照合を行なった。再発防止のため、今後とも、これらの照合を徹底するとともに、チェック機能を動かさせるため、決算書の写しを添付することとした。</p>	<p>「法人税等の計上時期について」法人税等の計上時期について、従前より税金支払時に費用処理しているが、当期の所得に係る税額であるので、当期決算に折り込むべきものである。平成17年度の法人税等についても税金支払時（平成18年5月31日）つまり平成18年度に費用処理しているが、法人税等（総額3,530千円）・消費税額（4,678千円）は平成17年度決算に未計上すべきものである。</p>	<p>平成18年度決算にて未計上し、今後とも同様に、適切に計上することとした。</p>
---	--	---	-----------------------	---	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---

<p>消費税預り金 4,013千円について、平成19年2月2日に雑収入に振替えした。消費税の還付があった場合は、雑収入に振替えることと確認した。</p>	<p>【消費税預り金について】 平成15年度・平成16年度に他会計区分から振替えられてきた消費税預り金4,013千円は、雑収入に振替すべきものである。</p>	<p>【消費税預り金について】 通信費の主な内訳はインターネット利用のための専用回線（光ファイバケーブル）使用料である。月額219千円（税込）の支払として下落していることを勘案すると、コスト削減の余地がないかどうか検討する必要がある。</p>
--	---	---

<p>契約変更を行った。なお、変更したことから、月額44千円となり、月額175千円のコスト削減となっている。</p>	<p>【基金の有効活用】 地域産業活性化基金の残高440百万円に対し、平成17年度の利用実績は0件であった。これでは、多額の基金が有効活用されずに眠っていることになる。例えば、産学官交流推進事業は、基礎研究の段階から実用化、事業、開業までを、研究開発、構築事業、研究開発事業、地域新生コンソーシアム研究開発事業というステップアップして支援する目的があるのだから、財源となる基金が別とはいえ、技術振興事業会計と地域産業活性化推進事業会計とを一本化して資金管理したほうが、効果的効率的な支援事業を展開できるものと思われる。このような例も含め、セクターは、基金に検討すべきである。</p>	<p>【事業の有効性】 金融機関に対して預託を行うとともに、債務保証を行うという内容となっているが、制度自体の知名度の低さや他の貸付制度との違いが分かりにくく、貸付の理由等から、殆ど利用がなされていない状況である。セクターは、すでにこの制度が社会経済的存在意義を失っているのかどうかを見極め、そのように判断される場合は、制度を廃止する方策を採ることが望ましい。</p>
--	---	--

<p>総務課 地域産業事業 合支援助事業 会計</p>	<p>事業を進めるに当たってネットワークの安定的な運用が可能か、コスト低減が出来るか、コスト削減が出来るかをポイントに検討してきてきた結果、通信の不安が残るものやコスト削減を優先し、平成19年4月1日付けで回線</p>
---	---

<p>【(拘) I 社に対する債権の回収可能性】 平成17年度末に債務残高として残っている1件(21百万円)については、平成17年度中に経営難から延滞が始まり、同年度末までにはすでに金融機関が期限の利益の喪失を通告していた。その後、平成18年5月に保証債務の実行を求められ、センターは求償権を計上している。なお、金融機関から根拠当を継承しているが、これからの回収は殆ど望めない。 平成17年度末において、センターはこのような事情を、金融機関経由で把握していたのである。従って、求償権に転換する前の段階であったとしても合理的な債務保証損失の見積額について引当金を計上することが必要であったと思われ。直接債権の償却を行うかどうかに関係なく、将来の場合には、原因となる事象の発生した時期に引当金を計上することが必要である。</p>	<p>平成19年 3月31日現在で代位弁済引当金11,166千円を計上した。</p>	<p>【代位弁済引当金について】 現在、貸借対照表上、15,400千円の求償権(流動資産)が計上されている。これは、平成16年度に代位弁済したN株に対する求償権である。平成17年度末において、まだ連帯保証人全員が破産が確定しておらず償却基準を充たしていないこと、かつ、実質的には回収可能性は乏しいと思われる。なお、本業の債権については、中小企業金融公庫の研究開発等促進保険(包括保証保険の対象となっており、回収不能額の半額は担保される仕組みとなっており)に従って、回収不能額は上記の求償権額の半分7,700千円と見積ることができる。</p>	<p>創造的企業 創出支援事業 業会計</p>
--	--	--	---------------------------------

<p>出稼労働者 見舞金 給付事業 会計</p>	<p>一方、貸借対照表には代位弁済引当金が186,857千円計上されている。代位弁済引当金には、定まった計上基準がなく、これを残高が膨らんだため、ここまでは行ってきたため、ここまでは平成17年度において、代位弁済引当金に21,096千円が繰入られているが、これも剰余相当額の繰入である。 債務保証事業と同様、代位弁済引当金は利益留保性の引当金であり、新公益法人会計基準では計上は認められるものではない。従って、見舞金による損失額を除いては、早急に戻入の手続を採る等の措置が必要である。</p>	<p>平成16年度より「謝金」勘定で処理、表示している。出稼労働者事業は、平成17年度をもって終了している。</p>	<p>再 中小企業 再生 支援協議 会 事業 会計</p>	<p>「出稼労働者の人件費に係る勘定科目について」 出稼労働者は1年更新の労働契約である。平成15年度の決算において、出稼労働者に係る人件費2,640千円を「賃金」勘定で処理、表示している。平成16、17年度は「謝金」勘定で処理しており、平成15年度決算の「賃金」勘定は誤りで、「謝金」勘定で処理、表示すべきものであったと思われる。</p>	<p>平成19年度より、支援業務責任者及び窓口専門家を委嘱する際に、中小企業再生支援協議会支援業務責任者に基づき、条件書及び労働条件書などを交付し、労働条件について労働条件通知書に明記した。</p>
--------------------------------------	--	--	---	--	---

<p>2名については負担している。また、3名とも、退職金の支給対象とはしていない。負担関係を確認し、適正な会計処理を行うためにもこれらの条件を労働条件通知書等の形で明記しておくことが必要である。</p>	<p>当該事業の委託先である東北経済産業局に確認し、及び窓口専門家へ報酬等は、給料等として計上することとした。</p>
<p>【人件費の振替について】 支援業務責任者は実質的に臨時職員・窓口専門家は常勤職員とほぼ同様の扱いがなされ、これにも拘らず、会計上はいずれも「謝金」として計上されている。また、事務局員は通常の常勤職員であるが、この人件費は、機械類貸与事業会計に「給与」として計上された後、一部が替えられ「謝金」勘定に振り替えられる。理由として、センターは中小企業再生支援協議会事業委託実施要領に、支援業務責任者及び窓口専門家に対する報酬は「謝金」として計上する例が記載されていることと挙げている。</p> <p>しかし、通常の正職員・臨時職員と同様の勤務を行っているにも拘らず、一時的に業務に従事する外部有識者等と同様に、「謝金」として計上することは実態と乖離するため、財務諸表となりかねない。従って、会計上は実態に合わせた給与等の報告上必要なら、中小企業庁への報告上必要なら、場合により、別科目で報告するほうが適切と思われる。</p>	<p>委託事業に要した経費を記載した過去2年分の完了報告書を再提出させ再確認した。また、平成19年度からは、「完了</p>
<p>若年者就職支援事業会計</p>	<p>【再委託契約書の様式について】 センターは、平成16年度、平成17年度とも、A社に就職活動支援センター業務、進路指導センター業務及び保護者センター業務を再委託している。A社の業務委託契約書によると、</p>

報告書」に、「委託事業に要した経費」の欄を設け、内訳として、品名・規格・単価・数量及び金額を記入することとした。

社はセンターに対し、所定の様式に基づいて、委託業務が完了した時に、速やかに、委託業務の内容を記載した完了報告書を提出する義務がある。所に「委託事業に要した経費」を記載するフオームになっている。2年分の3つそれぞれ完了報告書を報告したところ、全ての完了報告書についてこの記載がなっていない。完了報告書を受領し、適正なことに報告書を入手する必要が

また、委託契約書の様式上も、「委託事業に要した経費」という記載のみで、「報告書フオーム」や「経費の細目、費目」等が何ら規定されていない。これでは、経費の総額を合計しなければならぬことになる。通常予められる経費の費目をあら「提出された見積書のあるいは「提出された見積書に規定を報告する」必要がある。このような経費に対するが、委託先への牽制となり、次年度以降の有利かつ適正な価格の委託契約につながると思われる。

講師謝金を消費税の計算対象に含めることに統一した。また、銀行等に支払う振込手数料が生じた場合は、課税項目として計算する。

【謝金に係る消費税の扱いについて】
センターは、上記で指摘した3つの契約について、この計算に際し、講師謝金を消費税の計算対象に含めたりが取られていない。会計・税務実務上、外部の講師に払う「謝金」には消費税が課税されるが、講師が自社の内部の人材を講師として受託

	<p>事業を行う場合には、「給与」として扱われ、消費税は不課税の課税区分に関する会計実務の認識が薄く、無意識で会計処理を行っていたものである。この誤りはセンサー全体の消費税の申告納税額への影響はないが、予定価格の計算に誤りがあったこととなるため、今後注意が必要である。</p> <p>なお、センサーは青森労働局に委託事業に要する経費として「委託費交付内訳」を提出する。この中で、銀行等に支払う振込手数料等を消費税の非課税項目として計算しているが、これは課税項目として計算する必要がある。</p>	<p>平成18年度決算より、自己都合要支給額の100%の剰余金として処理した。</p>
<p>退職給与引当金会計</p>	<p>〔退職給与引当金の過大計上について〕 退職給与引当金は原則として、職員の自己都合退職要支給額を計上するものであり、センサー職員の平成17年度末退職金要支給額は152,690千円と計算される。また、退職金規程第10条において、中小企業退職金共済法の規定による退職手当を受けける場合には、この規定による退職金から控除して支給するとされ、2名が同制度に加入しており、その平成17年度末時点の試算額は4,868千円であった。従って、この額を控除した147,832千円が退職給与引当金残高になるべきであると考え、センサー計上額は161,821千円であり13,989千円の過大計上となっている。センサーの会計方針を「自己都合要支給額の100%を計上する」ことに変更し、剰余金については取り崩す必要がある。</p>	<p>平成18年度決算より、新公益法人会計基準第4-1</p>
	<p>〔会計方針等の注記事項の記載について〕 旧公益法人会計基準第8-1</p>	<p>平成18年度決算より、新公益法人会計基準第4-1</p>

	<p>(1)において、引当金の計上基準は計算書類の注記事項とされているが、センサーは注記を記載していない。設備貸与標準会計基準においても注記が要求されており、注記しないこと含規性には認められない。新公益法人会計基準第4-1(1)においても同様の規定されており、今後は注記する必要がある。</p>	<p>(1)に従い注記した。</p>
--	---	--------------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭